

新国際ルール下の銀行経営

バーゼル の最終テキストが昨年末にまとまり、S I F I S に対する追加的な規制強化や破綻処理の枠組みも今年末までに決着する。新たな規制内容や議論の進捗を徹底解説し、規制強化が銀行の経営戦略や事業戦略にどのような変化をもたらすのかを読み解く。

バーゼル委員会による バーゼル テキストの公表について

国際的な自己資本規制・流動性規制の詳細が明らかに

バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は、昨年12月16日、国際的に活動する銀行の自己資本と流動性に係る国際的な基準の詳細を示すバーゼルⅢテキストを公表した（注1）。これは、同年7月と9月の中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（総裁・長官グループ）のプレス・リリース（注2・3）により明らかにされた、新たな自己資本規制および流動性規制の大枠に基づき、その詳細を定めたものである。これにより、バーゼル委は、G 20サミットで設定された2010年末までの期限に沿って、新たな国際ルールの合意に至ることとなった（本稿における意見などは、執筆者の個人的見解であり、必ずしも金融庁の公式見解を表わすものではない）。

金融庁 総務企画局 総務課 国際室
国際銀行規制調整官

池田 賢志

これまでの経緯 国際的な 金融規制改革の動向

2008年9月のリーマンショックを契機として、国際的な金融規制改革は首脳レベルでの主要な課題となった。08年11月

のワシントン・サミットから昨年11月のソウル・サミットまで5回のG 20サミットが開催されたが、国際的に活動する銀行の自己資本・流動性に係る新たな規制基準の設定は、こうした国際的な金融規制改革の中核的課

題とされてきたところである。こうした流れのなかで、バーゼル委は、09年12月に市中協議文書（注4）として規制案を発表したのを皮切りに、広範な市中協議や包括的な定量的影響度調査を実施し、その結果をふま

えつつ、10年7月と9月の2度にわたり、その上位会合である総裁・長官グループ会合を開催して新たな国際基準の大枠を合意するなど、精力的に議論を行ってきた。

こうした議論の過程の詳細は

グローバル規制が変えるわが国銀行の経営戦略 問われる安定性と収益性の最適バランス

シティグループ証券
マネジングディレクター
野崎 浩成



世界的な金融規制強化の潮流を受けて、銀行の公共性をクローズアップする機運が高まりつつある。バーゼルIIIをはじめとする「ゲームのルール」の変更は、グローバルな規模で銀行の経営スタイルや事業戦略に対し看過できないインパクトを与えよう。このため、国内での規制導入に伴う制約条件の運用しだいでは、世界的な金融機関間における収益性の「同質化」などの現象がみられるかもしれない。

次の焦点は 国内ルール

資本保全バツファー等に 各国の裁量余地

昨年12月16日および本年1月13日の最終文書の公表により、バーゼルIIIの大枠が固まった。「システム上重要な金融機関」にかかわる評価基準や、これにかかわる規制上の追加的な要求内容については、年内いっば

い、議論の行方を見守らなければならぬものの、目指すべき規制の姿はほぼ確定した。

ただし、国際合意された文書は、あくまでも規制の骨組みを示しているだけであり、各国の法令や監督上の事情に適合した形で、細目が国内ルールに織り込まれていくこととなる。昨年9月12日の合意では、2013年1月の新規制施行の以前に各国が法令や規則の整備を行うことが求められている。ちなみにわが国においては、

銀行法において銀行の自己資本の十分性を検証することが求められているが、この細目を定めたのが金融庁による告示である。資本や流動性を含めたより詳細な運用方針などは、金融検査マニュアルや事務ガイドラインに反映、公表される。

合意事項のうち、各国の裁量に委ねられている部分も複数存在しているが、ルールの施行のタイミングについて各国間の差異が生じる可能性があるものとして、「資本保全バツファー」

があげられる。同バツファーは16年から徐々に引き上げられ、19年に最低所要資本にプラス2・5%のバツファーが求められることとなる。しかし、当局の裁量によって、この移行期間が短縮される余地が示されているため、配当制限を受けない自己資本比率の水準に関して各国間で時間的な差が生じる可能性があり、まずこの点で各国のルールづくりが注目される。

【国際統一基準】

海外拠点を有する銀行を対象